

「つながり」に気づき、自分から始めよう

主な内容：地球環境と人権について

1 テーマの背景及び指導の観点

- (1) 「環境」は、社会の変化に伴って切実に意識されるようになってきた「持続可能な社会」の実現にかかわる課題である。現代社会に生きるすべての人が、この課題を自分のこととして受け止め、日々の生活の中で自己の在り方生き方とのかかわりで意識し、よりよい方向に向けて行動することが望まれている。
- (2) 指導に際しては、地球環境問題を理論的に理解し、課題の解決に向けて総合的、横断的に考えながら、主体的な価値選択と意思決定ができるようにすることが重要である。さらに、積極的に地域の環境保全活動に参加し、公共心や環境意識を養うとともに、環境倫理について学ぶことも大切である。そして、このような学習を発展的に人権や福祉などの課題の解決につなげることが重要である。

また、エネルギー環境の問題や「持続可能な社会」の構築の問題に関する学習を踏まえ、日々の暮らしの改善に向けて行動したり、環境保全にかかわる職業の選択を真剣に考えたりするなど、関連を図りながら学習させることが大切である。例えば、フィールドワークによる調査や地域の環境保全の取組に参画するなどの学習を通して、地域に限らず地球規模の環境問題をより深く学び、環境問題の解決に積極的に寄与しようとする意欲や態度を身につけさせることなどが考えられる。

2 展開例（ケーススタディ）

(1) 学習のねらい

地球環境問題や「国連持続可能な開発のための教育の10年」の趣旨を理解し、「持続可能な社会」の実現に向けて、主体的に取り組もうとする意欲や態度を身につける。

(2) 展開例

学 習 活 動	指 導 上 の 留 意 点
1 今までの環境学習の内容をふり返る。	○ 環境学習を踏まえて、各自が取り組んでいることを発表させる。
2 日常生活における環境問題について話し合う。	○ 自分と環境問題とのかかわりを改めて考えさせる。
3 「持続可能な社会」が提唱されている背景を考える。	○ 「生命の尊重と人類の共存」「多様性の尊重」などに関連づけてとらえさせる。
4 ふり返りをする。	○ 「持続可能な社会」の実現に向けて、「5R」生活の実践など、主体的に取り組もうとする意欲や態度を身につけさせる。

3 参考

(1) 環境と人権を考えるうえで、参照される法律など

ア 日本国憲法第 13 条（個人の尊重、幸福追求権、公共の福祉）

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

[解説] 幸福追求権は、14 条以下の個別的人権として列挙されていないプライバシー権、環境権、自己決定権などの人権を導き出す根拠となる権利である。判例では個人の具体的権利とはいえないとされているが、環境保護に関する憲法上の根拠となる。

イ 日本国憲法第 25 条（生存権、国の社会保障義務）

すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部分について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

[平成 5 年第 126 回国会参議院予算委員会 内閣法制局長官答弁]

「憲法第 25 条第 1 項におきまして、国民が『健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する』、こういうふうにされていることから、国は国民が健康で文化的な最低限度の生活ができるように環境保全のための諸施策を実施するそういう責務があり、このような国の責務を果たすための基本理念というようなことであるといえますれば、それは憲法 25 条に由来するものと言うことができるのではないかと。」

ウ 環境基本法第 3 条（環境の恵沢の享受と継承等）

環境の保全は、環境を健全で恵み豊かなものとして維持することが人間の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであること及び生態系が微妙な均衡を保つことによって成り立っており人類の存続の基盤である限りある環境が、人間の活動による環境への負荷によって損なわれるおそれが生じていることにかんがみ、現在及び将来の世代の人間が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに人類の存続の基盤である環境が将来にわたって維持されるように適切に行われなければならない。

エ 各国の憲法における「環境権」の条項（抜粋）

(7) 韓国 第 35 条（環境権）

すべて国民は、健康でかつ快適な環境の下で生活する権利を有し、国家および国民は、環境保全のために努めなければならない。

(4) スペイン 第 45 条（環境権、環境保全の義務）

何人も、人格の発展にふさわしい環境を享受する権利を有し、および、これを保護する義務を負う。

(7) ドイツ 第 20a 条（自然的生活基盤の保護義務）

国は来るべき世代に対する責任を果たすためにも、憲法に適合する秩序の枠内において立法を通じて、また法律および法の基準にしたがって、執行権および裁判を通じて、自然的生活基盤と動物を保護する。

(2) 「地球憲章」（中高生版：前文）

現在、私たちはとても重要な時代に生きています。地球の保護か、あるいは、その永遠の破壊のいずれかを選択しなければならない時代なのです。私たちは、様々な文化や生き物と運命を同じくする大きな家族の一員であり、それゆえ私たちは、自然を尊重し、人権を尊重し、平和と公正さの上に共存するために団結する必要があります。私たちは、現在と次世代の人々に対して責任を担っています。